

# 南相馬市 SNS 情報発信力強化事業支援業務委託仕様書

この仕様書は、次の業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名 南相馬市 SNS 情報発信力強化事業支援業務委託

## 2 目的

市では、2013年2月から市公式 SNS として Twitter や Facebook などのアカウントを開設し、市の出来事などを中心に投稿数を増やす取り組みを進めているが、明確な課題の抽出や対策ができていないことに加え、魅力的なコンテンツの配信ができておらず、アカウントのフォロワー数が伸び悩むなど効果的な運用方法を確立できていないことが課題となっている。

本事業では、コンテンツ発信力を強化するとともに、市民や南相馬市に興味を持つ多くの人たちに情報を届けるため、戦略的かつ効果的な SNS の運用方法を確立し、SNS を利活用した情報発信力を強化することを目的とする。

## 3 業務期間 契約締結日から令和6年3月15日まで

## 4 対象アカウント 市公式 Twitter (@Minamisoma\_City)

## 5 業務内容

### (1) 情報発信力強化業務

市公式 Twitter の課題抽出、および戦略的かつ効果的な SNS 運用方法の策定やコンサルティングなど。

#### (ア) 戦略的かつ効果的な SNS 運用方法の策定

- ① 現状分析を踏まえた具体的な成果指標や目標値などの策定
- ② 目標値の実現に向けた年間計画の提案
- ③ 目標値の実現に向けた具体的な根拠（改善手法）に基づく対策案（広告運用など）の企画から実施業務の提案
- ④ 市公式 Twitter アカウントにおける投稿業務（月 20 投稿以上）

#### (イ) SNS 運用に係るコンサルティング

- ① 定例報告会の開催（月 1 回想定、対面またはオンラインで実施）
- ② 月次、年次事業実施報告書の提出
- ③ 市公式アカウントの課題抽出および分析
- ④ 競合アカウント調査・分析を踏まえた施策提言
- ⑤ 他自治体アカウントによる成功事例の横展開
- ⑥ 市による取材など投稿コンテンツの提案
- ⑦ その他受託者側で必要と考える内容

## (2) コンテンツ発信者育成業務

コンテンツ発信者(市職員や地域おこし協力隊などコンテンツの発信を希望する市民などを指す)が市民や南相馬市に興味を持つ多くの人々に向けて、Twitter を活用した積極的な地域情報の発信を促進するため、コンテンツ発信者の育成に向けた計画立案から業務実施までの作業を行う。

- (ア) 受託者は、コンテンツ発信者が市民および市外からの閲覧者が興味を示す魅力的なコンテンツを配信し続けるために必要となる手法を市へ提案する。
- (イ) プロポーザルで提案した育成業務で必要となる各種作業は、本業務委託に含めるものとする。ただし、次年度以降の中長期的な育成への取り組みに関しては、プロポーザルの評価項目としているため、提案書に内容と概算経費を記述すること(中長期的な育成取り組みは、本年度契約には含まない)。
- (ウ) 育成業務の参加者募集については、コンテンツ配信を実施する市職員や地域おこし協力隊のほか、市民からも参加者を募る。市民からの参加者については、市公式 SNS での募集記事については、受託者が掲載文面を作成する。

## (3) その他業務

- ・ 上記以外で、本事業で必要となる業務等については、公募型プロポーザルの提案内容・結果を踏まえ、市と受託業者の協議により決定するものとする。
- ・ 今後、Twitter 以外の SNS や Web 等での情報発信を想定していることから、次年度以降に向けて中長期的な育成につながる取り組みを市へ提案すること。

## 6 成果物

- ・ 定例報告会での報告書類一式
- ・ コンテンツ発信者育成業務で使用した資料一式
- ・ 情報発信力強化事業における分析・結果報告書類一式
- ・ 業務完了報告書
- ・ その他、発注者・受託者協議の上必要とするもの

## 7 成果物提出先

南相馬市役所総務部秘書課広報広聴係

## 8 成果品の受け渡しと委託料の支払い

- ・ 受注者は、本業務完了後に本市の検査を受け、本仕様書に指定された成果品一式を納品するものとする。
- ・ 委託料については、成果品の納品後に業務完了報告書と適正な請求書を受領してから一括で支払うものとする。

## 9 法令順守

受注者は、本業務に関連する法令等を熟知し、法令等を遵守するとともに、業務遂行にあつ

てもその計画内容について、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。

## 10 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損、流用及び第三者（協力会社含まず。以下同様）への提供の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

## 11 その他

- ・本業務で作成した報告書や成果品等に関する権利は発注者に帰属するものとする。
- ・成果品等は、発注者が自由に二次使用（印刷物の制作、HP等への掲載）できるものとする。
- ・業務について、受注者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。
- ・本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて受託者と発注者である市で協議し、その取扱いを定めるものとする。
- ・本業務を実施するために個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。受注者が取得した個人情報は、市が所有することとする。